茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例

目的(第1条)

<u>(※)</u>=特徴的な規定

○定義(第2条)

災害ボランティア センター

災害ボランティア 活動

社会福祉協議会

災害ボランティア

災害

学校

自主防災組織等

・災害ボランティア活動の促進

被災者の支援の充実

県民が安心して暮らすこと ができる社会の実現

Ⅱ 基本理念(第3条)

- ・災害ボランティア活動は、相互扶助の精神に基づく自発的な活動
- ・被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性の尊重
- ・行政等と被災者とボランティアとの信頼関係の下に連携及び協力を図る。
- ・被災者の権利利益の保護
- ・災害ボランティアの生命及び身体の安全 の確保

災害ボランティア活動の促進に係る施策の基本事項を定め、県、市町村

及び社会福祉協議会(以下これらを「行政等」という。),災害ボラン

|ティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構

被災者 支援の 充実

・被災者の支援に関する的確な情報の 収集及び提供

役割等

Ⅲ 県の青務と県民等の役割等(第4条-第8条)

・平時からの連携強化,人材育成・確 保, 災害ボランティア活動による被 災者支援の迅速な実施等に必要な施 策の実施等

連携 協力

県社協

市町村・ 市町村社協

- 災害ボランティア活動の促進に関する連携協力 <u>災害ボランティアセンターの設置運営に係る</u> 役割・費用分担の明確化
- 災害ボランティア活動の促進に関する連携協力 災害ボランティアセンターの設置運営に係る 役割・費用分担の明確化

・広域又は甚大な被害の発生時等の <u>率先対応</u>

災害ボラン

・災害ボランティア活動の促進に関する連携協力

ティア

・広報活動, 研修の充実等の普及啓

県

・表彰,広報活動等の啓発活動

促進

事業者

県民

災害ボランティア活動への理解と関心

災害ボランティア活動の実施

・災害ボランティア活動を行いやすい職場環境の整備

Ⅳ 基本的施策(第8条-第15条)

1 連携強化(第8条)(再掲)

- ・市町村,社会福祉協議会及び災害ボランティア 相互の連携協力による施策の策定・実施 (第1項)
- 災害ボランティアセンターの設置運営に係る 役割・費用分担の明確化(第2項)

被災者の支援の迅速かつ適切な実施(第10条)

- 災害ボランティア活動に関する連絡調整など, <u>災害ボランティア活動の円滑な実施に資する</u> <u>活動を行う団体の育成又は体制の整備</u> (第1号)
- ・インターネットによる災害ボランティア活動 に関する情報の迅速な収集・提供など、災害 ボランティア活動の促進に資する情報の収集 ·提供(第2号)
- 保健医療、復旧復興などの災害ボランティア 活動に資する専門的な知識、技術及び経験 の活用(第3号)
- ボランティアセンターの設置運営や、災害 ボランティア活動による被災者支援に係る 研修・訓練の実施(第4号)
- <u>資機材の確保に関する援助など、災害ボラン</u> <u>ティアがその活動を行いやすい環境整備に</u> <u>対する支援</u>(第5号)
- <u>災害ボランティア活動に際しての個人情報の</u> 保護など、被災者の権利利益の保護や、感染 <u>症の予防など、災害ボランティアの安全確保</u> (第6号)

2 人材育成・確保(第9条)

- ・被災者支援に関する専門的知識を要する人材 <u>の育成</u>(第1項)
- 学校による災害ボランティア活動に関する 体験の機会の提供, 自主防災組織等との交流 <u>などの教育活動の実施</u>(第2項)
- <u>自主防災組織等による災害ボランティア活動</u> <u>に関する気運醸成等の取組</u>(第3項)
- <u>学校や自主防災組織等に対する</u>県の支援 (第4項)

- ・県外における災害ボランティア活動に対する支援(第11条)
- ・県民に対する広報活動,研修の充実その他の普及啓発(第12条)
- ・施策の実施状況及び成果に係る議会への年次報告,報告の公表(第13条)
- ・条例の施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備,基金の設置その他の必要な措置(第14条)
- ・必要な財政上の措置(第15条)

4 その他

V

公布の日(12月18日) 施行日